

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致に係る 法務事項相談等業務
発 注 課	スポーツ局招致推進部調整課
選 定 事 業 者	TMI総合法律事務所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本市が目指している2030年冬季オリンピック・パラリンピック招致においては、今後、IOCなどの関係団体に提出又は当該団体等と締結することとなる関係書類が多数存在し、これらについては、法務的な視点から内容や表現を精査する必要があることから、これらの法務的な要件を確保することを目的として昨年度に引き続き本業務を委託するものである。</p> <p>TMI総合法律事務所は、1998年長野オリンピック冬季競技大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、組織委員会に所属弁護士等を多数派遣するなど、国内で開催したオリンピック及びパラリンピックを、法務的観点から支援した実績がある国内唯一の法律事務所である。</p> <p>当該法務事項相談等業務は、オリンピック及びパラリンピックについて法務的観点で助言できる者によってのみ遂行できる業務であり、また、国際的な大規模イベント等の法慣習に精通している必要があることから、TMI総合法律事務所以外に本業務を実施できる者がいない。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年5月10日（水）